

受注者各位

高岡市

労働者への適切な賃金水準の確保について

高岡市において、複数年契約の一部について賃金に一定以上の上昇がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入しました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、下記について適切に対応していただきますようお願いします。

記

- 1 労働者への賃金水準の引き上げ
- 2 発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先の事業者において「1」を行うために必要な額による再委託に関する契約の締結並びに労働者への適切な水準の賃金の支払を再委託先の事業者に対し要請する等の特段の配慮